おーい！くじらぐも

Vol.40　2024 年（令和 6 年）10 月号

発行人：(福) 健翔会　相談支援センターくじらぐも
所在地：埼玉県行田市小見 1141 番地 1
TEL：048-580-3634　FAX：048-554-8814
MAIL：kujiragumo@kenshokai.net
発行責任者：くじらぐも　センター長　細川竜太

福祉サービスを利用するためには「くじらぐも」が作る『サービス等利用計画」が必要です。

「くじらぐも」は障害者総合支援法により、障害者・障害児に対し相談支援事業を提供する健翔会の第 4 号事業所です。

各種福祉サービスのことや就労、生活でお困りのことなど、ぜひご相談ください。お待ちしています。

埼玉初のスーパー「ベルク」が行う異色な取り組みについて考えてみました。詳しくは次号で！

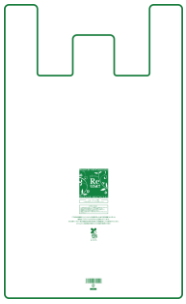

ベルクの「他がやらないことをやることで生き残りを図る」という強い意思。福祉サービスに参考になることも？

徹底的に働きやすい環境づくりに力を入れています。髪色やネイル・装飾品 OK！イスに座ってのレジも OK！積極的な障害のある方の採用も。

『生活サポート事業とは？　～縦割りサービスの間の橋渡し～』

今回は、生活サポート事業（レスパイトという市町村もあります）について紹介したいと思います。このサービスは各市町村の制度で、障害児・者とその家族の生活を支援するため、市に登録した団体が、「一時預かり・宿泊・派遣による介護・外出援助・送迎等」のサービスを提供するものです。ざっくり言うと、短期入所や訪問介護、送迎、外出援助をひとまとめにしたサービスです。一つの例として、介護者に突発的な用事ができたから一日預けて（一時預かり）、そのまま一晩お泊り（宿泊）も依頼できるというような、縦割りサービスの間を橋渡しするようなイメージです。

利用できる方は、各種障害者手帳をお持ちの方、児童相談所で知的障害と判定された児童、医師に発達に障害があると診断された方です。サービスの流れとしては、お住いの市町村障害福祉窓口で、生活サポート申請書を提出し、その際に障害者手帳も提示してください。その後、利用決定が決まると、郵送で利用決定通知と利用登録証が送られてきます。

どのような利用ニーズがあるのかを確認し、お住いの市町村に登録している事業所を探し、その事業所と契約を交わし利用がスタートとなります。サービス利用時は利用登録証を携帯し、サービスを受けたら事業者に利用時間などを記入してもらいましょう。

気になるサービス費用ですが、自己負担額 30 分 475 円（総額 2,850 円）となります。年間 150 時間が限度となり、それを超える時間のサービス費用は総額実費負担となります。利用者の世帯区分に寄り自己負担額に違いがあり、生活保護、非課税世帯は 0 円から、所得税の課税金額で細かく変動があります。重ねて、市町村ごとに事業も異なり、このサービス自体が存在しない市町村もあります。適宜お住いの市町村に問い合わせてみてください。

＜10 月のトピックス＞

先日、小学校で家族、担任、放課後等デイサービス管理者、くじらぐも参加のもと、支援者会議を行いました。開催理由は、家族より関係者で情報共有を行いたいというものでした。学校での生活や療育の場での支援の工夫、家庭で困っていることなど、各ポジションの関係者から建設的な話し合いの場となりました。印象に残っていることは、担任から「〇〇ような状態になったときに、正直どう対応すればいいのか悩んでいる」、「療育の場での支援方法を教えてほしい」など、支援に対して前向きな言葉をいただけたこと。学校側も悩み、懸命に児童と向き合おうとしている姿勢が本当にうれしくなりました。会議終了後には、家族からもお礼の言葉もいただき、貴重な時間となりました。